

建設省告示第 号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二百十九条の二の五第一項第七号ロの規定に基づき、準耐火構造の防火区画等を貫通する給水管、配電管その他の管の外径を次のように定める。

平成十二年 月 日

建設大臣 中山 正暉

準耐火構造の防火区画等を貫通する給水管、配電管その他の管の外径を定める件

建築基準法施行令（以下「令」という。）第二百十九条の二の五第一項第七号ロの規定に基づき建設大臣が定める準耐火構造の防火区画等を貫通する給水管、配電管その他の管（以下「給水管等」という。）の外径は、給水管等の用途、覆いの有無、材質、肉厚及び当該給水管等が貫通する床、壁、柱又ははり等の構造区分に応じ、それぞれ次の表に掲げる数値とする。

給水管等の用途	覆いの有無	材質	肉厚	給水管等の外径			
				防火構造	給水管等が貫通する床、壁、柱又ははり等の構造区分		
					三十分耐火構造	一時間耐火構造	二時間耐火構造

			七・〇ミリ メートル以上	百四十一 ミリメ ートル	百四十一 ミリメ ートル	百十五 ミリメ ートル	九十 ミリメ ートル
<p>一 この表において、三十分耐火構造、一時間耐火構造及び二時間耐火構造とは、通常の火災時の加熱にそれぞれ三十分、一時間及び二時間耐える性能を有する構造をいう。</p> <p>二 給水管等が貫通する令第百十二条第十項ただし書の場合における同項ただし書のひそし、床、そで壁その他これらに類するものは、三十分耐火構造とみなす。</p> <p>三 内部に電線等を挿入していない予備配管にあつては、当該管の先端を密閉してあること。</p>							

附 則

- 1 この告示は、平成十二年六月一日から施行する。
- 2 昭和四十四年建設省告示第三千八百二十三号は、廃止する。